

日枝小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定（令和3年3月31日改定）

1 いじめ防止に向けた日枝小学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

- いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」
- いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けても大切なことである。

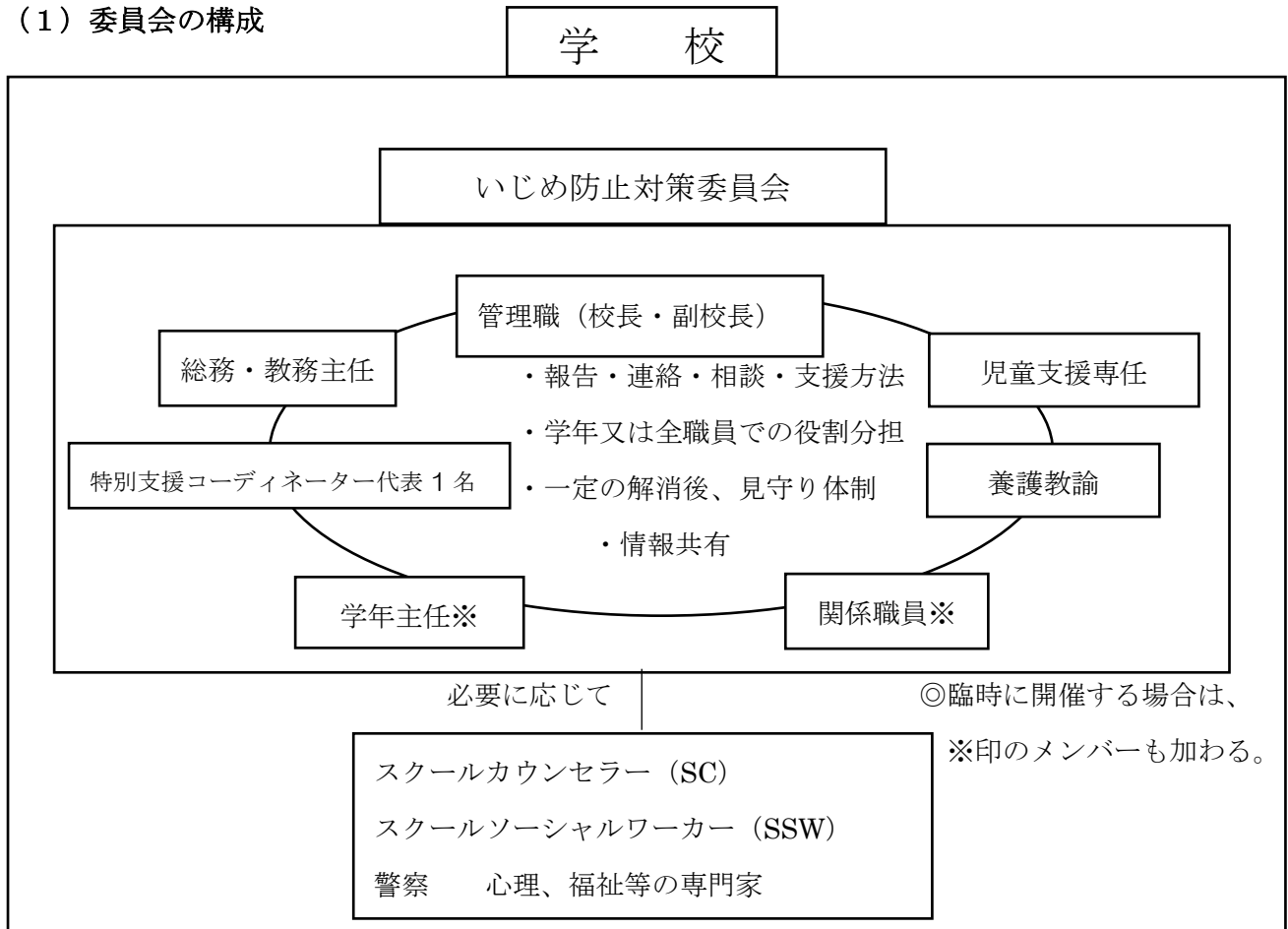
子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(3) 日枝小学校いじめ防止基本方針の目的

日枝小学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止及び解決を迅速に図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者・地域の方々・専門家・専門機関等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめは絶対に許さない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成



(2) 委員会の運営

- 月1回以上、定期的に開催（「校内いじめ認知報告」を児童支援専任教諭がとりまとめる。）
- いじめの疑いがある段階で、直ちに開催
- 学校長は、学校として組織的に対応方針を決定すると共に、会議録を作成・保管し、厳重に管理

(3) 委員会の活動内容

●未然防止

- いじめの未然防止の為、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒・保護者等に周知

●早期発見・事前対処

- いじめの相談・通報の窓口の設置
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取り組みの検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

3 いじめ未然防止及び早期発見・事案対処のための取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こりえるという事実を踏まえ、以下のことを日常的に実施していく。

- 総合活動を核とした学校風土づくり
- 分かる授業、児童が主体的に参加できる授業、児童会活動、学校行事の支援
- 児童が互いに認め合う温かい人間関係づくり
- 自己有用感の醸成
- 12月を「いじめ防止啓発月間」とし、児童の意識を向上
- 携帯電話・スマートフォン・インターネット等によるいじめ防止のため、学年に応じた啓発活動
(年度初めに学年毎に指導、5・6年対象に携帯電話等トラブル防止教室)
- 「豊かな心の育成」推進プランの実現を目指して、道徳教育等の授業実践
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- 「横浜こども会議」を通し、児童を主体とした未然防止への取り組み

(2) いじめの早期発見

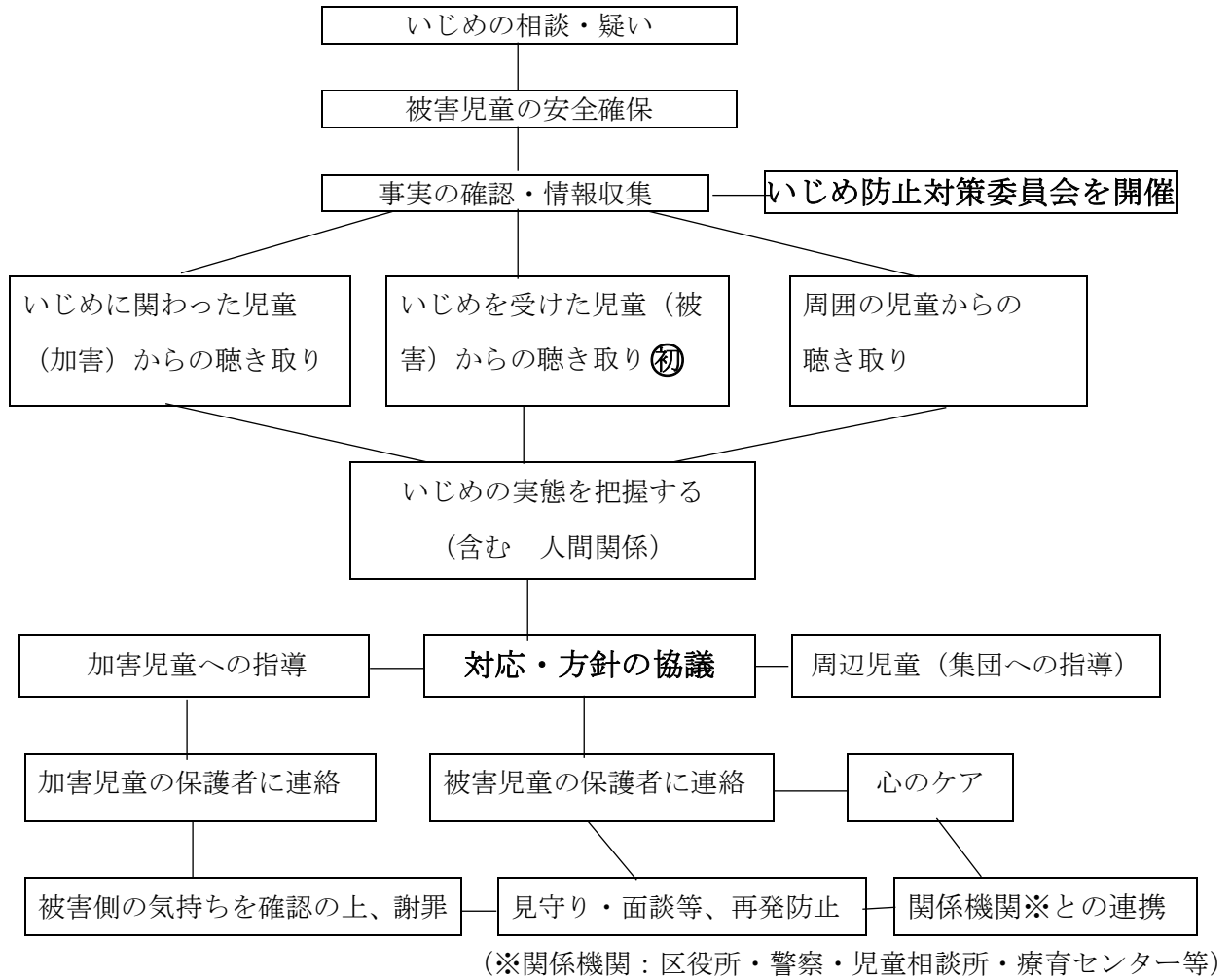
教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。また、日頃からの児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化やサインを見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有していく。

- 定期的なアンケート（Y-P アセスメントも含む）、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- いじめ防止等に関する研修の実施（人権教育研修、いじめ防止研修、児童理解研修等）
- 定期的な児童・保護者との個人面談の実施
- 各会議での情報共有を推進し、いじめを見逃さない教職員による見守り体制の強化
- 保護者、地域、関係機関との連携

(3) 特に配慮が必要な児童

- 発達障害を含む、特性のある児童
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- 東日本大震災及び熊本地震等により被災した児童

(4) いじめに対する措置



- 必要に応じて専門家（学校カウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士等）と連携

(5) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめが止んでいる状態が少なくとも3ヶ月間継続していること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(6) 教職員研修の実施

すべての教職員の共通理解を図るために、年間計画に位置づけた、いじめ防止をはじめとする児童支援上の諸問題に関する校内研修を行い、日頃からの児童理解に努める。

- いじめ防止対策の共通理解、いじめ防止、児童理解、未然防止に向けた校内研修
- 人権教育や道徳教育に関する研修
- Y-P アセスメント実施方法、活用方法に関する研修

(7) 学校運営協議会等の活用

いじめ防止基本方針について、保護者や地域の方々の理解を得ながらいじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、緊密な連携を図る。

- 懇談会・日枝っ子友の会 ~~PTA 実行委員会~~・~~まちなの懇話会~~等

(8) 取り組みの年間計画

- 毎月、学年研で児童の日頃の実態を情報共有し、児童支援専任に報告（校内いじめ認知報告）
- 毎月、職員会議でいじめ防止研修や、情報の共有化を実施
- 毎月、いじめ防止対策委員会で対応策や支援の方向性の検討を実施
- 年間を通して計画的に「横浜こども会議」を実施し、児童主体に未然防止に向けて取り組む

月	内 容
4月	第1回対策委員会（基本方針・年間活動計画・「横浜子ども会議」等確認） いじめ防止研修 懇談会等で携帯電話のルールを周知、児童へ学年に応じた指導 家庭訪問
5月	第2回対策委員会（いじめ防止対策の共通理解） いじめ防止研修 学校説明会 PTA総会 Y-Pアセスメントの実施及び検証 個人面談 「横浜こども会議」の取り組みについて校内会議（代表委員会等）
6月	第3回対策委員会 携帯・スマホ安全教室（5・6年・保護者向け） いじめ防止研修 防犯教室（1・2年）
7月	第1回学校運営協議会 第4回対策委員会 いじめ防止研修 「横浜子ども会議」（共進中ブロック会議）
8月	第5回対策委員会（基本方針の点検、見直し） 「横浜子ども会議」（南区会議） いじめ防止研修 人権教育研修 特別支援研修
9月	いじめ解決のための生活アンケート（記名式）及び児童と担任と面談 自殺予防月間 いじめ防止研修 「横浜こども会議」（南区会議）の報告 第6回対策委員会（前期の振り返り及び後期に向けて）

10月	体罰防止研修 第7回対策委員会 いじめ防止研修 「横浜こども会議」を受けた継続的、発展的な取り組み（以降）
11月	第8回対策委員会（アンケート内容の見直し） いじめ防止研修 Y-Pアセスメントの実施及び検証 非行防止教室（3・4年）
12月	人権週間「いじめ防止啓発月間」 いじめ解決のための生活アンケート（全市一斉） 個人面談 いじめ防止研修 第9回対策委員会（Y-Pアセスメントの実施及び検証）
1月	第10回対策委員会（いじめ解決のための生活アンケートの結果を受けて） いじめ防止研修 第2回学校字運営協議会
2月	第11回対策委員会（YPアセスメントの結果を受けて） いじめ防止研修
3月	第12回対策委員会（今年度の反省及び次年度に向けて・基本方針の点検、見直し） いじめ防止対策の共通理解・いじめ防止研修 自殺予防月間

※児童の実態により、実施月を変更。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

(2) 重大事態発生時の報告

- 学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- 当該児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を受ける

(3) 重大事態の調査

- 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」・法第28条第1項第2号の「相当の期間」の調査は、教育委員会または学校が行う。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- 8、3月のいじめ防止対策委員会で、学校いじめ防止基本方針の見直しを実施